

2026.4月号 第478号

月刊 くらしの赤信号

発行 枚方市立消費生活センター

〒573-0032 枚方市岡東町19番1号

ステーションヒル枚方6階

TEL 072・844・2433 FAX 072・843・5501

まずは電話でご相談ください

相談専用ダイヤル：072・844・2431

午前9時30分～午後4時30分(土・日・祝日、年末年始除く)

困ったら
ご相談を！

太陽光発電システムの点検商法に注意

事業者から「太陽光発電システムの点検が義務化された」などと言われて無料点検を勧められ、点検を受けた結果、太陽光パネルの洗浄等の高額な契約を迫られたという相談が増えています。



相談事例

突然、事業者が訪問してきて「太陽光パネルの点検が法律で義務化されたので、太陽光設備を無料で点検する。パネルによる火災事故が起こっている」などと説明された。後日、事業者が改めてやってきてドローンを飛ばして点検した。事業者に「パネルをサーモモニターで確認したところ赤くなっているの」で、今後、太陽光パネルを長期使用するためには洗浄とコーティングが必要」と言われ、言われるがまま約40万円の契約をした。

アドバイス

- ① 「点検が義務化された」など契約を迫るセールストークには慎重に対応しましょう。
- ② 「点検は義務」と言われても安易に契約せず、まずは点検の要否を確認しましょう。よく分からない場合は、設置事業者に相談しましょう。
- ③ 太陽光発電システムの点検やメンテナンスの契約をする場合は、その場で契約せずに複数社から見積もりを取り検討しましょう。

※不安に思ったり、トラブルになった場合には、
まずは電話で消費生活センターにご相談ください。



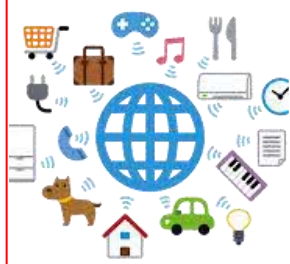
参考資料：見守り新鮮情報第534号

* 「くらしの赤信号」は、地域啓発リーダーをはじめ市民ボランティアの方々のご協力で配布しています。

枚方市立消費生活センターへのご相談については、まずは電話でご相談ください。

⚠️リユース品の事故に注意！

インターネットを通じて**手軽に個人間の取引**ができるようになったこともあり、リユース市場は年々増加しています。使わなくなった製品をリユースし、製品をできるだけ長く大切に使用することは大切なことです。しかし、**製品にも寿命があります**。故障していたり、不具合を抱えていたりする製品をリユースしてしまうと、**思わぬ事故**につながるおそれがあります。



【事故事例1】

・中古住宅に設置されていたエアコンを使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。

→エアコンの長期使用(40年以上)により、内部部品の絶縁性能が低下したため、内部短絡が生じて出火したものと推定されます



【事故事例2】

・インターネットで中古品として購入したヘアドライヤーを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。

→ヘアドライヤーの電源コード本体側のプロテクター端部に過度な力が繰り返し加わったため、電源コードの芯線が断線し、スパークが生じて焼損したものと推定されます。

参考資料:独立行政法人製品評価技術基盤機構[NITE(ナイト)]

～リユース品の5つのチェックポイント～

- ① リコール対象製品ではないか確認する。
- ② 製造時から長期間経過していたり、不具合等があったりしないか確認する。
- ③ リチウムイオン電池搭載製品の場合、製品状態を特に注意して確認する。
- ④ 取扱説明書を入手して使用方法や組立が良好か確認する。
- ⑤ 修理・改造された製品ではないか確認する。



『消費者ホットライン』は、全国共通の電話番号(188)で、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先をご存知でない方に、お近くの消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。